



国海産第145号

国海査第122号

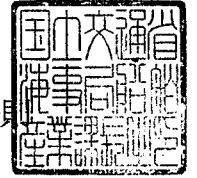
平成24年7月1日

社団法人 日本船用工業会

専務理事 北村 正一 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

今出 秀男



検査測度課長

園田 敏彦



## 船舶及び船用品に関する石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供 又は使用の禁止の徹底について

石綿<sup>※1</sup>及び製品重量の0.1%を超えて石綿を含有するもの（以下「石綿含有製品等」という。）の製造、輸入、譲渡、提供又は使用は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条の規定により平成18年9月1日から禁止されており、それを受け石綿含有製品等の船舶への使用については、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づき制定される船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）第311条の23において平成18年9月1日（以下「規制開始日」という。）より禁止しています（別添1参照。）。

※1 繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトの6種類の物質を指す。

しかしながら、先般、規制開始日以降に日本で建造された船舶に搭載している舶用弁の一部において、弁内部の封入ガスケットに我が国における規制値（重量比0.1%）を超える石綿が含有されていた事例があります（ただし、直ちに飛散するおそれはない）。同舶用弁は、日本国内の商社や舶用弁製造事業者が、我が国とは異なる石綿規制<sup>※2</sup>を有する国から「石綿が含有されていない」と誤認して輸入し、結果として船舶に搭載されたものです。

※2 石綿規制は国際的に規制に差があり、欧州及びオーストラリアは我が国と同様の石綿規制を行っている一方、中国、カナダ及びロシアの規制物質は5種類（※1のクリソタイルを除いたもの）のみである。また、規制値では、アメリカ、中国、カナダ及びロシアにおいて1%としている状況。



上記の舶用弁については、別添2の考え方で回収作業を進めていただいているところですが、各国の石綿規制の差異に関する知識不足等から、今回のような違反事案が再発することも懸念されます。

貴団体におかれましては、貴会会員に対して、改めて石綿規制に関する我が国法令の内容及び海外から船用品を輸入する際のリスクについて理解を深めるよう周知願います。

また、商社又は舶用弁製造事業者から回収に関する協力の要請があった場合にはご協力いただくようお願い致します。

一方、国際的には、海上人命安全（SOLAS）条約第Ⅱ-1章第3-5規則に基づき、平成23年1月1日以降、石綿を含む物質の船舶での新規使用が全面的に禁止されているところですが、依然として石綿を含む物質が使用されている事例が国際海事機関（IMO）に報告されたため、本年5月に開催された海上安全委員会（MSC90）において船舶検査時に石綿が使用されていないことを石綿不使用宣言書（Asbestos-free declaration）により検証するという統一解釈が合意されました。これを踏まえ、船舶検査において原則として石綿不使用宣言書を確認することとし、その具体的な検証方法や実施時期等について、公表する予定です。

## 石綿に関する規制について

## 1. 労働安全衛生法に基づく規制

## (1) 労働安全衛生法

(製造等の禁止)

第五十五条 黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

(罰 則)

第一百六条 第五十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条（中略）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## (2) 労働安全衛生法施行令

(製造等が禁止される有害物質)

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 石綿

五～八 (略)

九 (前略) 又は第四号に掲げる物をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物

## (3) 厚生労働省労働基準局長通達（基発第 0811002 号、平成 18 年 8 月 11 日）「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」

第 3 細部事項 1 労働安全衛生法施行令関係 (2) 第 16 条関係

ア 第 4 号の「石綿」とは、繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト（以下「クリソタイル等」という。）をいうこと。

## 2. 船舶安全法に基づく規制

## (1) 船舶設備規程

(石綿を含む材料の使用禁止)

第三百十一条の二十三 船舶には、石綿を含む材料を使用してはならない。

## (2) 小型船舶安全規則

(石綿を含む材料の使用禁止)

第一百六条 小型船舶には、石綿を含む材料を使用してはならない。

## (3) 小型漁船安全規則

(小型船舶安全規則の準用)

第四十六条 小型船舶安全規則第一百六条の規定は、小型漁船について準用する。

## 石綿を含有する可能性のある舶用弁の取扱いについて

1. 該当製造事業者では、石綿を含有する舶用弁（以下、「石綿含有舶用弁」という。）の出荷を即時停止。造船所に保管されているものについては、船舶への新規搭載を直ちに停止し、回収する。
2. 石綿含有舶用弁を搭載する船舶については、次表の網掛表示の区分に従って石綿を含有しない弁への交換が必要。

区分	時期等	非日本籍船	日本籍船
A	建造中	交換	交換
B	平成18年9月1日（※1）以降の建造船	※2	交換
C	平成18年9月1日前の建造船	※2	交換不要

（※1）労働安全衛生法により、国内で石綿が全面禁止となった年月。

（※2）SOLAS 条約では、2011年1月1日以降建造された船舶について、石綿含有製品の使用を全面禁止。ただし、規制される石綿含有製品の解釈は旗国に委ねられており、主要便宜置籍国では交換不要の見込み。

- （1）区分A（建造中）の船舶に搭載された石綿含有舶用弁は、速やかに（引き渡し前に）石綿を含まない弁に交換する。
  - （2）区分B（既就航船）の船舶のうち日本籍船に搭載された石綿含有舶用弁は、速やかに回収することが困難であることから、定期検査時に交換する。
3. 上記2.（2）に記載する石綿含有舶用弁の交換が確実に実施されることを担保するため、製造事業者・造船所・船主は協力して各船の定期検査時まで（今後5年間以内）に石綿含有舶用弁の確認及び交換を行う作業計画を策定する。